

平成22年度
エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業
募集要領

平成22年7月
財団法人日本交通公社

1.事業の概要.....	1
1-1 目的.....	1
1-2 アドバイザー派遣の内容.....	1
1-3 想定されるアドバイスの内容.....	1
2.応募資格.....	2
3.応募手続き.....	3
3-1 応募方法.....	3
3-2 応募期間.....	3
3-3 応募書類の提出先・お問い合わせ.....	3
4.審査・選定.....	3
4-1 審査の方法.....	3
4-2 審査基準.....	3
4-3 審査結果の通知.....	4
5.選定後の留意点.....	4
5-1 実施計画書の作成.....	4
5-2 派遣にかかる経費について.....	4
5-3 派遣実施後.....	4

1. 事業の概要

1-1 目的

エコツーリズム取組地域の中で、外部のアドバイザーの助言・指導によってよりよい取り組みの方向性を探ろうと希望する地域を対象として、専門知識や取り組みの経験を有するアドバイザーを派遣し、それぞれの地域が抱えている課題やニーズに対して個別に助言・指導を行うことで、より一層のエコツーリズムの推進を図ることを目的とします。

※本事業は（財）日本交通公社が環境省から委託を受けて事務局業務を担当しています。

1-2 アドバイザー派遣の内容

①アドバイスの形式

本事業については、申請地域の抱える課題の内容や取り組みの熟度に応じたアドバイスができるよう、幅広い分野の皆様へ予め就任をお願いしており、選定したアドバイザー（参考資料参照）が現地を訪問し、地域の実状に応じて個別に指導・助言を行います。

なお、派遣は地域ごと「1回、1泊2日」を基本としますが、申請の内容に応じて個別に調整します。

②派遣時期

平成22年9月～平成23年2月（予定）

③派遣する地域数

1地域あたり2日間派遣した場合、25地域まで派遣が可能。

1-3 想定されるアドバイスの内容

※アドバイスの内容は選定後、個別に調整します。

○自然保護と地域活性化のバランスが取れた適切な受入体制

- ・エコツーリズム（観光を含む）に対する意識・啓発
- ・自分たちが暮らす地域に対する意識・啓発、地域住民の参加
- ・地域資源の発見・発掘
- ・利用と保全のルール・仕組みづくり
- ・オーバーユースに対するルール・保全手法の改善策
- ・保全にかかる費用の捻出策

- ・適正な取組地域の範囲（適正規模のゾーニング）
- ・ガイドの役割に対する認識
- ・ガイドの方法
- ・ガイドの人材育成と品質維持
- ・ガイド認定制度
- ・ガイドの後継者問題
- ・ガイド同業者団体の設立
- ・環境教育の実施
- ・モニタリング
- ・エコツーリズム推進の核となる人材の育成・組織の設立
- ・多様な主体間の連携、利害関係の調整、合意形成
- ・行政と民間との役割分担
- ・他地域との連携
- ・インフラ整備、整備計画

○エコツアーの商品化と情報発信

- ・エコツアーの作り方
- ・エコツアーの情報発信
- ・エコツアーを業として成り立たせるための仕組みづくり

○環境省施策・事業の活用

- ・エコツーリズム推進法の活用方法
- ・生物多様性保全事業の活用方法

2. 応募資格

エコツーリズム推進に取り組む地域のうち、アドバイザー派遣を希望する地域

- | |
|--|
| <p>例) ・エコツーリズムや観光の振興を図る目的で組織された協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光連盟、観光協会 ・商工会議所 など |
|--|

※個別の団体や企業による職員向けの研修・勉強会を目的とする場合は対象外となります。

※アドバイスの対象となる取り組み

本事業では、エコツーリズム（観光旅行者が、自然観光資源について知識を有するものから案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動）を推進するための地域の取り組みを対象とします。

3. 応募手続き

3-1 応募方法

派遣申請書（様式1）に必要事項を記入の上、事務局まで提出ください。

3-2 応募期間

応募開始 平成22年7月12日（月）

応募締切 平成22年8月13日（金）18:00まで（※締切日必着。）

3-3 応募書類の提出先・お問い合わせ

応募書類は、ファックス又は電子メールで事務局に提出してください。

お問い合わせは、所定の質問用紙（様式2）によりファックス又は電子メールでお願いします。

（財）日本交通公社 「エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業」事務局
ファックス：03-5208-4706／電子メール：eco-jimu@jtb.or.jp

注1) 提出された応募書類は本事業に関する目的以外には使用しません。また、応募書類は返却しません。

注2) 応募書類は日本語でご記入ください。なお、申請書の様式を変更せずにご記入ください。（記載内容に応じて、枠を広げることは可。）

注3) 応募書類の様式は、環境省ウェブサイト（エコツーリズムのススメ）からダウンロードできます。（<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/>）

4. 審査・選定

4-1 審査の方法

環境省が審査基準に基づき書類審査を行い選定します。

4-2 審査基準

以下の審査基準に基づき、地域間のバランスや資源性のバランスも考慮した上で、総合的に審査します。

- ・応募資格を満たしていること
- ・エコツーリズムに取り組むきっかけや目的が明確であること

- ・多様な主体が連携しながら、エコツーリズムを持続的に取り組む体制がとれること
- ・地域の現状や課題に対し、アドバイスを希望する内容が明確であること
- ・アドバイザーの助言や指導を取組に反映させる仕組みがあること

4-3 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに当該申請者に対して通知します。通知方法については、申請者の提出書類に基づき、事務局より電話、郵送、ファクス、電子メールのいずれかにより行うものとします。

5. 選定後の留意点

選定後の留意点については、改めて個別に説明を行いますが、あらかじめ次の点にご留意ください。

5-1 実施計画書の作成

アドバイザー派遣が決定した地域は、アドバイザーとの間で連絡調整を図っていただき、具体的な視察内容や行動予定を表した実施計画書（様式は別途連絡）を作成、提出していただきます。

この際、視察の内容や助言・指導の形式などについて、事務局より必要に応じて改善のお願いをさせていただくことがあります。

5-2 派遣にかかる経費について

アドバイザーへの旅費（現地までの交通費、宿泊費）及び謝金は環境省（事務局）にて負担いたします。

上記以外の、現地での移動費用や施設利用料など、アドバイスの実施にあたって現地で発生した費用については、取組地域にてご負担いただきます。

また、アドバイスの実施にあたって現地視察を行う場合、アドバイザーの現地での移動や説明等の同行は、取組地域にてお願いします。（環境省および事務局は同行いたしません）。

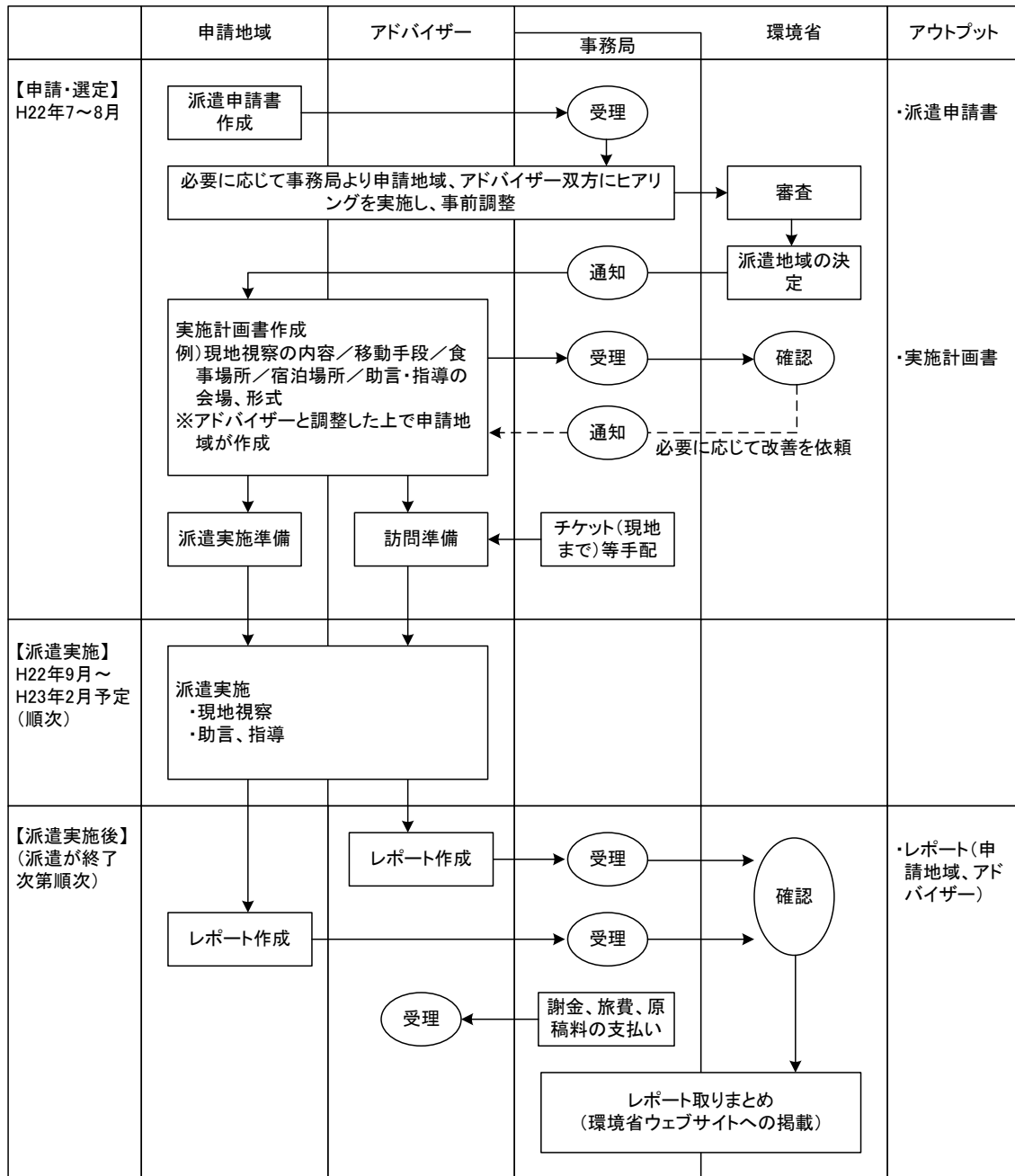
5-3 派遣実施後

派遣実施後にレポートを作成し、事務局まで提出いただきます（様式は別途連絡）。取組地域から提出されたレポートは、環境省ウェブサイト（エコツーリズムのススメ）（<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/>）にて公開いたします。

◆申請地域レポートの内容（予定）

- (1) アドバイザー派遣の実施概要（日時、場所、エコツーリズム推進アドバイザー、参加者、アドバイス方法）
- (2) エコツーリズム推進の取組の現状
- (3) アドバイスの内容（議事録）
- (4) アドバイザー派遣実施の効果
- (5) エコツーリズムを進めるにあたって参考となった事項、その他感想を、全体で1,600字程度に取りまとめる。

参考資料1 公募から事業終了までの流れ（時期は予定）



参考資料2 エコツーリズム推進アドバイザー一覧（五十音順）

氏名	愛甲 哲也 氏
役職	北海道大学大学院 農学研究院 准教授
専門分野	造園学、特に公園の計画・管理
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションによるインパクトの把握と、自然レクリエーション地の管理について、研究に取り組んでいる。大雪山の登山道整備、利尻山の登山のあり方検討、沖縄県の持続可能な観光地づくり事業のワーキング委員などにより、自然観光地の適正利用について研究と実践を行っている。今年度は、知床五湖の利用調整地区導入を前にした、歩道の状態と利用者意識のモニタリング調査に取り組んでいる。また、市民団体「山のトイレを考える会」事務局長として、登山者の普及啓発と関係者の議論の場づくりに取り組む。 ・主な著作：分担執筆『山のデータブック』NPO 法人山のECHO2006、編著『自然公園シリーズ：利用者の行動と体験』古今書院2008など。

氏名	安類 智仁 氏
役職	財団法人尾瀬保護財団 企画課主任
専門分野	環境収容力（キャリングキャパシティ＝利用者の快適性から算出した適正収容力）、環境教育、ガイド育成
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年より尾瀬の美しい自然の保護と適正な利用を目的として活動する「尾瀬保護財団」職員として、特定の時期や場所に入山が集中している現状を踏まえ、利用の適正化を図るための安全で快適な利用方策についての調査研究事業に従事。 ・プロジェクトワイルド・ファシリテーター、自然公園指導員等の様々な資格を有し、自身もガイドとして活躍。 ・地元行政やガイド事業者とともに「尾瀬認定ガイド協議会」を設置し、協議会事務局を担当。尾瀬の適正利用促進のための自然ガイド・登山ガイドを育成・認定している。

氏名	江崎 貴久 氏
役職	有限会社オズ 代表取締役/旅館 海月 女将
専門分野	既存の従来型観光地でのエコツーリズムの推進。地域の自然、歴史・文化を活かしたエコツアーの実践。
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年に「海島遊民くらぶ」を立ち上げる。同くらぶの推進している“島民や地元住民への気配り”をガイドングに組み込みながら、地元の人々と積極的に交流し、“地域の魅力を十分発揮できるように心がけられたエコツアー”や、“他団体との自主ルール共有化”、“インフォメーションセンターの設立”などが、他地域でもエコツーリズム推進の参考となる。同くらぶは「エコツーリズム大賞」（環境省）において、第2回「特別賞」、第3回「優秀賞」、第5回「大賞」を受賞。 ・「平成19年度エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」（環境省）の委員を務めるなど、日本のエコツーリズムを牽引する役割を担う。 ・鳥羽若女将うめの蓄会設立。既存の観光業者や市行政との理念の共有化をはかる。 ・2010年7月8日 鳥羽市エコツーリズム推進協議会設立、会長に就任。

氏名	大野 裕司 氏
役職	飯能市 環境部エコツーリズム推進室 主幹
専門分野	自然と生活文化を資源とするエコツーリズムの推進、地域の自然・文化・人材を活かしたエコツアーづくり
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年からエコツーリズム推進担当。飯能市エコツーリズム基本方針やより良いエコツアーを実施していくための仕組みの構築に推進協議会事務局として携わる。また、平成21年度には、エコツーリズム推進法に基づく「飯能市エコツーリズム推進全体構想」の策定に事務局として携わる。現在、地域住民と一緒に飯能の自然と生活文化を資源としたエコツアープログラムの開発に奮闘中。 ・飯能市・飯能市エコツーリズム推進協議会は、平成20年環境省「第4回エコツーリズム大賞」を受賞。

氏名	海津 ゆりえ 氏
役職	文教大学 国際学部 准教授
専門分野	エコツーリズム、サステイナブル・ツーリズム、まちづくり
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム推進の草分け的な存在であり、エコツーリズムに関する造詣が深い。環境省や地方自治体のエコツーリズム関連調査、開発コンサルティングを数多く手がける。（例：西表島、南大東村、二戸市、美郷村・上勝町、小笠原村、ガラパゴス諸島、フィジーアンバザ村）。環境省エコツーリズム推進モデル地区「裏磐梯」では、協議会運営と事業実施にあたり地域とともにその中心的な役割を担う。 ・NPO 法人日本エコツーリズム協会理事、「平成 15 年度エコツーリズム推進会議」（環境省）の幹事会委員、「エコツーリズム大賞」審査委員会委員（第 1 回～）、日本観光研究学会「エコツーリズムと持続可能な観光の応用研究分科会」研究代表（平成 19～21 年度）、「平成 19 年度エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」（環境省）委員を務めるなど、日本のエコツーリズムを牽引する役割を担う。 ・著書に『エコツーリズムの世紀へ』（日本エコツーリズム協会、編著）、『日本エコツアー・ガイドブック』（岩波書店）、『はじめての国際観光学』（創成社）ほか。

氏名	加藤 誠 氏
役職	株式会社ジェイティービー 旅行事業本部 法人営業部長 兼 地域交流ビジネス推進室長
専門分野	観光を基軸とした地域活性化事業全般（地域資源を活用したニューツーリズムの造成、組織・人材づくり等）
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・1988年(株)ジェイティービー入社、2002年(株)ジェイティービー東日本営業本部国内旅行政策課長、2006年同社旅行事業本部地域観光開発課長などを経て、2008年同社旅行事業本部地域交流ビジネス推進部長。現在に至る。 ・2000年にはJR東日本本社に出向し、現在もJR東日本のシニア戦略の柱である「大人の休日倶楽部」を立ち上げるなどシニアマーケティングに対する造詣が深い。 ・2006年以降は、これまで蓄積してきた知見に基づき、内閣府「観光立国戦略会議」ワーキングチーム、国土交通省「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する検討委員会」、「船旅魅力再生委員会」、「ユニバーサルデザインの考えに基づく観光促進事業」、観光庁「国内観光旅行の振興に関する連絡会議」、農林水産省「グリーンツーリズム推進連絡会議」「農業漁業体験民宿安全管理委員会」、経済産業省「観光・集客交流拡大要因研究会」「ラグジュアリートラベルマーケット」「メディカルツーリズム」委員等を務めると共に、青森県、成田市等の自治体のアドバイザー、TIJ・JATA・日本観光協会・まちむら交流きこう等の関係団体委員を歴任。

氏名	神田 優 氏
役職	NPO 法人黒潮実感センター センター長／理事
専門分野	海洋生物学、魚類生態形態学、環境教育、自然と共生する地域づくり、エコツーリズム、里海論
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国西南端の島・柏島を「島が丸ごと博物館」と捉え、持続可能な「里海づくり」という新鮮な観点で人と海が調和していくための、地元を巻き込んだ取り組みーローカルルール「柏島里海憲章」の作成、漁業者と協働した海の活用、アクティビティの充実、新たな保全事業（海中でのモニタリング等）の実施、参加者の範囲の拡大などーは、他地域でもエコツーリズム推進の参考となる。 ・ 「NPO 法人黒潮実感センター」センター長／理事のほか、高知大学黒潮圏総合人間自然科学研究科客員准教授（平成 19 年 10 月～）、「環境省竜串地区自然再生事業技術支援委員」（平成 15 年 4 月 1 日～）、「NPO 法人環境の杜こうち理事」（平成 18 年 3 月 9 日～）などの要職を歴任。同センターは「エコツーリズム大賞」にて第 1 回「特別賞」第 2 回「優秀賞」受賞。

氏名	城戸 基秀 氏
役職	財団法人日本生態系協会 地域計画室長
専門分野	自然と共生する地域づくり・まちづくり、自然を活かした地域振興、技術士（建設部門：都市及び地方計画）
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、自然を活かした地域振興や自然再生計画、ビオトープ計画、緑地保全計画、自然型公園計画、緑の基本計画などを手がける。また、市民参加型の自然イベントの運営などに日ごろより携わる。平成 16 年より、環境省エコツーリズム推進モデル事業地区である「飯能名栗地区」において、推進支援機関の責任者として、里地里山タイプのエコツーリズムについて地域密着型の推進支援を行っている（継続中）。ほかに「田尻地区エコツーリズム推進協議会委員」や「エコツーリズム推進マニュアル改定に関するワーキンググループ委員」などを務める。

氏名	熊谷 嘉隆 氏
役職	国際教養大学 基盤教育課程代表／地域環境研究センター長／教授
専門分野	持続的観光と地域振興、自然公園における環境収容力、内発的地域活性
略歴	・北海道生まれ。中部山岳国立公園の山小屋での就業経験とヒマラヤ山麓における観光推進とその社会・生態的影響を観察したことが、観光推進と保全について考えるきっかけとなる。1990年に渡米し、州立モンタナ大学森林学部で自然公園における管理運営や環境収容力に関する研究をした。その後、オレゴン州立大学森林学部森林資源学科で博士号（Ph.D.）取得。ワシントン州立大学農学家政学部勤務を経て2004年、国際教養大学助教授に就任し、2007年より現職。

氏名	高梨 洋一郎 氏
役職	株式会社ツーリズムワールド 代表取締役
専門分野	エコツアー、ニューツーリズム、サステイナブル・ツーリズム、持続可能な観光開発、旅行業経営
略歴	・トラベルジャーナル編集長などを経て1994年ツーリズムワールドを設立、海外旅行関係のオンラインマガジンの発行や旅行業向けのマーケティング活動を展開する。1998年日本エコツーリズム協会の設立に参画、初代事務局長として協会の基盤づくりに取り組む。現在同協会理事。立教大学観光学部非常勤講師などを経てサイバー大学教授に就任。日本旅行作家協会常任理事。著書に「建国の舞台・米国バージニア」（日経BP社）などがある。

氏名	高橋 充 氏
役職	株式会社南信州観光公社 専務取締役
専門分野	体験型観光の推進
略歴	・北海道札幌市出身。茨城大学人文学部社会科学科卒業。大手旅行代理店の教育旅行支店に勤務し、毎年、数校の修学旅行団を連れて飯田市を訪れる。2000年に飯田観光協会職員として飯田市に移住。翌年の株南信州観光公社設立より支配人として、体験型観光の企画・プロモーション・受入コーディネート及び地域連携システムの構築、販売ツールの作成等業務全般を担う。2004年より取締役、2009年より専務取締役に就任。主な講演、アドバイザーは以下の通り。第3回国内観光活性化フォーラム・着地型旅行の仕組み（JATA'06）、エコツーリズム推進アドバイザー（05・06）、ニューツーリズム創出・流通促進事業推進協議会委員（07・08）、エコツーリズムフォーラム（09）他。

氏名	阪野 真人 氏
役職	認定特定非営利活動法人 霧多布湿原トラスト
専門分野	エコツーリズム、自然保護と地域振興・観光振興の両立、まちづくり
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の道東、霧多布湿原の保全を目的としたNPO「霧多布湿原トラスト」にてエコツーリズムを担当。地域の自然、文化、人が主役となり、自然保護とまちづくりの両立を可能にするエコツーリズムを目指す。 ・「霧多布湿原トラスト」では、ナショナルトラストによる霧多布湿原固有地の買い取り、自然環境の保全と復元、ファンづくりを3つの活動の柱としている。ファンづくりの一環として霧多布湿原と、漁業・酪農という優れた一次産業をベースとしたエコツアーを開催し、まちづくりの手法としてエコツーリズムを発展させてきた。近年、企業とのパートナーシップや、それによるエコツアーの開催、また都市部に暮らす人々との連携による自然保護と地域振興のシステムづくりに取り組んでいる。同組織は、平成19年環境省「第3回エコツーリズム大賞」を受賞。

氏名	真板 昭夫 氏
役職	京都嵯峨芸術大学 芸術学部 観光デザイン学科 教授
専門分野	生態学、資源管理論、地域開発論（環境影響評価・環境政策、エコツーリズム、環境資源管理）
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・生態学、資源管理論、地域開発論を専門として、最近では「人と自然とのふれあい」を地域資源を管理しながら、どう進めていくのかを主たるテーマとしている。学問分野での草分け的、かつリーダー的な存在である。 ・「NPO 法人日本エコツーリズム協会」理事、「平成19年度エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」（環境省）の委員を務めるなど、日本のエコツーリズムを牽引する役割を担う。 ・研究業績（論文、解説等）・・・「エコツーリズムの実践における資源管理システムの研究」（学術雑誌、1997）、「フィジー諸島におけるエコツーリズム開発」（受託研究等、1995-）、「ガラパゴスのエコツーリズム開発研究」（受託研究等、1998-）、「大覚寺大沢池景観修復プロジェクト」（世界思想社、2009）

氏名	松田 光輝 氏
役職	株式会社知床ネイチャーオフィス 代表取締役
専門分野	エコツーリズム、鳥類生態学
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本野鳥の会職員としてウトナイ湖サンクチュアリに 2 年勤務した後、知床自然センター ((財)知床財団) に 15 年間勤務。退職後、(株)知床ネイチャーオフィスを起業。同社は自然解説活動 (ネイチャーガイド) を通し、自然保護思想の普及・啓蒙、エコツーリズムの推進などさまざまな事業に取り組んでいる、知床エコツーリズムのキーマン。 ・知床の自然を科学的な視点から調査する研究者でもあり、その成果をわかりやすく観光客に伝えるガイドでもある。関係者の合意形成のためにと、地元ホテルの社長、漁業者との対話も重ねるなど、知床エコツーリズムのキーマンとして精力的に活動している。 ・NPO 法人知床斜里町観光協会理事、エコツーリズム推進委員会副委員長、NPO 法人日本エコツーリズム協会理事、北海道アウトドア協会理事、「北海道アウトドア資格制度」専門委員、「平成 19 年度エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」(環境省)の委員を務めるなど、日本のエコツーリズムを牽引する役割を担う。

氏名	松本 毅 氏
役職	有限会社屋久島野外活動総合センター 代表取締役
専門分野	エコツアーガイドの養成・起業 エコツアープログラムの企画・運営 エコツーリズムの考え方、ガイドの位置づけ・組織化、地域資源の開発・活用、地域のルール作り
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・1957 年 7 月 4 日 神戸生まれ。東京水産大学海洋環境工学科入学と同時に潜水部に入部するが 1 年で退部。東京で就職するが、30 歳で脱サラを計画。1987 年屋久島と出会い、10 月屋久島へ移住。ダイビングショップ「ワンダーランドダイバーズ」を開業。屋久島海洋生物研究会を発足、代表となる。1993 年屋久島野外活動総合センター設立。屋久島ガイド連絡協議会初代会長、屋久島観光協会ガイド部会初代部会長を務める。現在、日本エコツーリズム協会理事ガイド部会長。屋久島町エコツーリズム推進協議会運営事務局委員・作業部会委員・全体構想策定部会員。屋久島観光協会理事。岡山理科大非常勤講師。

氏名	渡邊 法子 氏
役職	京丹後市観光協会 事務局長
専門分野	多様な主体の連携・協働による地域づくり、地域が有している魅力や人材を活かしたエコツアーづくり
略歴	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年より NPO 法人全国まちづくりサポートセンター事務局長として京丹後市や東京都練馬区の地域振興に関わる。2007年4月伊豆稲取の「稲取温泉観光協会」事務局長全国公募により 1281名の中から選ばれ就任。「地域特性を活かした住民主体のまちづくり」をモットーに稲取温泉の地域再生を担う。2007年9月稲取温泉観光協会を主体とし地域住民を主軸にした地域企業「稲取温泉観光合同会社」を設立、旅行業登録し自主財源を確保しながら自立した観光地を目指す。 ・2010年5月京都府丹後半島の京丹後市観光協会事務局長に就任。

参考資料3 アドバイス可能な分野

アドバイザー名		愛甲氏	安類氏	大野氏	江崎氏	海津氏	加藤氏	神田氏	城戸氏
I 自然保護と地域活性化のバランスが取れた適切な受入体制	1) エコツーリズム（観光を含む）に対する意識・啓発	○	○		○	○	○	○	
	2) 自分たちが暮らす地域に対する意識・啓発、地域住民の参加	○	○	○	○	○	○	○	○
	3) 地域資源の発見・発掘			○	○	○	○	○	○
	4) 利用と保全のルール・仕組みづくり	○	○	○	○	○※1	○	○	○
	5) オーバーユースに対するルール・保全手法の改善策	○	○		○			○	
	6) 保全にかかる費用の捻出策				○				
	7) 適正な取組地域の範囲（適正規模のゾーニング）	○	○		○				
	8) ガイドの役割に対する認識		○		○				○
	9) ガイドの方法		○		○				○
	10) ガイドの人材育成と品質維持		○	○	○		○		○
	11) ガイド認定制度		○						
	12) ガイドの後継者問題				○				
	13) ガイド同業者団体の設立		○						
	14) 環境教育の実施		○					○	
	15) モニタリング	○	○			○※1		○	○
	16) エコツーリズム推進の核となる人材の育成・組織の設立		○	○	○	○※1	○	○	○
	17) 多様な主体間の連携、利害関係の調整、合意形成		○		○	○※1	○	○	
	18) 行政と民間との役割分担			○	○	○※1	○		○
	19) 他地域との連携				○		○		
	20) インフラ整備、整備計画				○				
II エコツアーの商品化と情報発信	1) エコツアーの作り方			○	○				○
	2) エコツアーの情報発信		○		○		○		○
	3) エコツアーを業として成り立たせるための仕組みづくり		○		○				
III 環境省施策・事業の活用	1) エコツーリズム推進法の活用方法			○	○				○

※1 関わった事例の紹介、他地域の紹介等を中心とする。

アドバイザー名		熊谷氏	高梨氏	高橋氏	阪野氏	真板氏	松田氏	松本氏	渡邊氏
I 自然保護と地域活性化のバランスが取れた適切な受入体制	1) エコツーリズム（観光を含む）に対する意識・啓発		○		○	○	○	○	○
	2) 自分たちが暮らす地域に対する意識・啓発、地域住民の参加	○	○		○	○	○		○
	3) 地域資源の発見・発掘	○	○	○※2	○	○	○	○	○
	4) 利用と保全のルール・仕組みづくり		○	○※2	○		○	○	○
	5) オーバーユースに対するルール・保全手法の改善策	○	○					○	○
	6) 保全にかかる費用の捻出策				○				○
	7) 適正な取組地域の範囲（適正規模のゾーニング）		○						
	8) ガイドの役割に対する認識		○	○※2	○		○	○	
	9) ガイドの方法						○	○	
	10) ガイドの人材育成と品質維持						○	○	
	11) ガイド認定制度						○	○	
	12) ガイドの後継者問題						○	○	
	13) ガイド同業者団体の設立						○	○	
	14) 環境教育の実施				○		○		
	15) モニタリング								
	16) エコツーリズム推進の核となる人材の育成・組織の設立		○	○※2		○	○	○	○
	17) 多様な主体間の連携、利害関係の調整、合意形成	○	○	○※2			○	○	○
	18) 行政と民間との役割分担		○	○※2	○	○	○	○	○
	19) 他地域との連携		○	○※2		○			
	20) インフラ整備、整備計画		○						
II エコツアーの商品化と情報発信	1) エコツアーの作り方		○		○	○	○	○	○
	2) エコツアーの情報発信		○	○※2			○	○	○
	3) エコツアーを業として成り立たせるための仕組みづくり		○	○※2		○	○	○	○
III 環境省施策・事業の活用	1) エコツーリズム推進法の活用方法		○						

※2 農家民泊を中心とした体験型観光による地域ビジネスの創出に関する事項を中心とする。